

令和 4 年度

## 第 7 回 高森町農業委員会 議事録

令和 4 年 10 月 24 日(月)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員

- |          |                              |          |          |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利  | 2 樋口 美代子                     | 3 松島 浩子  | 4 林 勝幸   |
| 5 竹内 節男  | 6 小川 健二                      | 7 原 寿彦   | 8 光沢 英文  |
| 9 中塚 俊文  | 10 原 正樹                      | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> |          |          |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

- |          |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 |         |          |          |

合計 19 名

### 2 欠席委員

### 3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢／事務局：龍口

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：上沼

### 4 会議への附議事項

- 議案第 21 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知 (報告案件)
- 議案第 22 号) 農地法第 29 条第 1 号の届出 (報告案件)
- 議案第 23 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 (審議)
- 議案第 24 号) 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (10 月分) (審議)

## 5 議事内容

議 長 　ただ今から第7回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前9時20分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、15番及び16番をお願いします。

それでは、議案第21号、農地法第18条第6項、解約の報告をお願いします。

事務局 　特段のご説明はございません。

松川町 M さんの息子さんへの経営移譲に係る案件ということでよろしくお願  
いします。

議 長 　続きまして議案第22号、農地法第29条第1号の届出の報告案件でございます。  
(14番) 　私がお説明します。

申請者は山吹の I さん。農機具の収納場所を作りたいということで転用の申請  
が出ております。地図をご覧ください。場所は山吹駅の小沼坂を登り切った原  
城の会所を右に入っていくと建御名方神社がありますが、その角地のお宅で、  
自宅の前に農機具置場を作りたいということです。

申請地を一部、61㎡のうち18㎡を転用して農機具倉庫を設置したいと届け出  
がありました。雨排水や用水路は耕地組合の承諾をいただいていますし、隣地  
は果樹園ですが、日照は全く問題ないと判断しています。

報告案件ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 　農地法施行規則29条1号の届出という形になっています。

通常、農地法第4条や5条に基づく転用の許可申請ということになりますが、  
農業用の用途を要する自己所有地のうち、200㎡を超えない自己所有地を農業  
用施設に転用する場合には、申請をして許可を受けるというかたちでなく、農  
業委員会への届出で受理をしています。

こちらの土地は農振農用地でもありますが、農振除外というかたちではなく、  
農振上の利用の用途を変更する、いわゆる「軽微変更」で農用地から農業用施  
設用地ということで用途の変更の届出を受けています。いじょうからこの場合  
は許可申請や除外とは扱っていないことを報告させていただきます。

議 長 　はい。これは受理するという決をとりますか？

事務局 　内容に問題ない、ということを確認していただければと思います。

議 長 　では、問題ないということで了承いただける方、挙手をお願いします。  
全員一致で可とします。ありがとうございました。

議 長 続きまして議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の許可申請に入りたいと思います。議案番号 1 番を 7 番、お願いします。

7 番 はい。譲受人は A さん、譲渡人は K さんです。南小学校の上にあります町民グラウンド、新堤の下を入れていくと町民グラウンドの横に駐車場があり、町民グラウンドのちょうどバックネット裏にある家です。現在は【地番】-7 宅地として住居を建てていますが、このたびこの土地を取得するということで、申請地を無償で一括譲り受けるということになりました。急斜面ですので住宅の法面保護で現在利用されております。日照、通風の影響はないということ、雨排水は敷地内から北側の用水路に放流するということです。無償となります。ご審議をお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。  
無いようですので決をとりたいと思います。  
可とされる方、挙手をお願いします。

はい、全員一致で可とします。

では議案番号 2 番を、19 番お願いします。

19 番 はい。譲受人は H さん、譲渡人は K さん。場所は牛牧神社より西側に 500m ほど行ったところです。地目は「田」で 367 m<sup>2</sup>となっています。H さんは現在飯田市内のアパートで暮らしていて、お子さんができ手狭になったので申請地に住宅を新築したいということです。両者の関係ですが、H さんの妻が K さんの妹さんのご主人ということで、義理の兄弟関係になります。申請地は K さんの家の隣、また母親、祖母の住宅の近隣なので最適とお考えになったようです。排水処理ですが、雨水は水田のため土砂流出はあまり発生しないということ、生活排水については下水道接続は勾配の関係で難しいため、合併処理を設置して北側 U 字溝既設水路に排水するということです。近隣の農地は 2m 以上上段にあるために日照、通風の影響は生じない、また北側にりんご畑がありますが、10m 以上離れているため、日照、通風等の影響は生じないということです。ご審議をお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

1 番 おいくらですか？

19 番 兄弟関係のため無償と聞いております。

議長 他にご質問ありましたらお願いします。  
無いようですので決をとります。  
可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。  
ありがとうございました。

続きまして議案番号3番を、4番をお願いします。

4番 はい。譲渡人はKさんとMさん、譲受人はHさんです。場所は新田の県道沿いです。K社を県道に上がってきた突き当りの少し手前くらい、昔山吹の駐在所があった辺りです。Hさんは現在飯田市で借家住まいですが、手狭になったことと、親の面倒を見たいということ、また将来は親がやっている農業を継ぎたい、ということで、(親の家の)道を挟んだ向かいに家を建てたいという申請がありました。土地利用委員会でも承諾されています。隣地も承諾を受けていますし、日照、通風問題ないということです。この土地の周辺は草を刈っているだけで耕作していないところですので問題ないと思います。生活排水は公共下水道、雨排水については道路の側溝に放流すると聞いています。坪単価は15,000円ということです。審議をお願いします。

議長 はい。ご質問ありましたらお願いします。  
無いようですので決をとります。  
可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。  
ありがとうございました。

続きまして、議案番号24号、議案経営基盤法第18条の農地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 利用権設定の新規設定ということで全9件となっています。  
新規となっていますが、先ほど18条の解約で松川町のMさん(M農園)の経営移譲の件を報告させていただきました。それに関わる息子さんへの権利設定というのが議案番号2番の出原のNさんの土地、議案番号9番の山吹のSさんの土地です。先ほどの解約が経営移譲で新たな設定に繋がっているということでご理解いただけたらと思います。その他の案件は地図等で場所の確認等、お願いします。以上です。

議長 はい。ご質問ありましたらお願いします。  
無いようですので決をとります。

可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。

ありがとうございました。

本日の審議事項については以上となります。

時に午前 9 時 35 分

高森町農業委員会議長                      宮下 道久

高森町農業委員会会長                      宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員            15 番   今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員            16 番   寺澤 悟